静岡県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、静岡県スポーツ少年団規程第4条3項に基づく、スポーツ少年団の 顕彰について必要な事項を定める。

(顕彰の種類と基準)

- 第2条 顕彰は静岡県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とし、 次の基準に該当するものについて行う。
 - (1) 表彰状
 - (ア) 永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある スポーツ少年団
 - (イ) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績 のあった登録者
 - (2) 感謝状

永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績 のあった登録者

(候補者の推薦)

第3条 候補者の推薦は、別に定める様式により市町体育・スポーツ協会会長および市町 スポーツ少年団本部長が所定の期日までに静岡県スポーツ少年団本部長宛に提出 する。

(表彰者の決定)

- 第4条 表彰者の決定は、静岡県スポーツ少年団顕彰審査委員会にて行う。 なお、静岡県スポーツ少年団本部委員会及び公益財団法人静岡県スポーツ協会総 務委員会に報告するものとする。
- 第5条 本要綱の改正は、静岡県スポーツ少年団本部委員会の承認を得て変更すること ができる。
- 附則 1 (1) 本要綱は平成2年9月21日から施行する。
 - (2) 本要綱は令和2年11月14日から施工する。
- 附則 2 (1) 本要綱施行基準は、静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準による。